



## 競争法に関する直近の動向

監修：弁護士 [石川 哲平](#)

執筆：弁護士 [市川 一樹](#)

### 1 東芝産業機器システム株式会社及び東芝ホクト電子株式会社に対する勧告等

#### (1) 事案の概要

東芝産業機器システム株式会社及び東芝ホクト電子株式会社（以下あわせて「2社」といいます。）は、公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）から、令和8年1月15日、下請法4条2項3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に違反するとして勧告を受けました（[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jan/260115\\_toshiba.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jan/260115_toshiba.html)）。

2社は、下請事業者に対して自社又は自社の顧客が所有する金型等を貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、金型等を自己のために無償で保管させたことにより、下請事業者の利益を不当に害したことが認定されています（東芝産業機器システム株式会社は47名に対して計1,510個、東芝ホクト電子株式会社は14名に対して計483個の金型等を保管させたと認定されています。）。

#### (2) 金型等の無償保管に関する留意点

近時において、金型等の無償保管を理由とする下請法違反の勧告事例が相次いでいます（東洋電装株式会社に対する勧告（令和7年12月24日、[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251224\\_toyo-denso.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251224_toyo-denso.html)）、株式会社マキタに対する勧告（同月16日、[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251216\\_chubu\\_shitauke.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251216_chubu_shitauke.html)））。

委託事業者（下請法では親事業者）が、部品等の製造委託に関し、その発注を長期間行わない等の事情があるにもかかわらず、その製造に用いる型等（金型、木型、治具、検具、製造設備等）

の保管費用（型等の保管に要する費用。例えば自社倉庫の使用料相当額、外部倉庫の使用料、倉庫等への運送費、メンテナンス費用等）を支払わず、中小受託事業者（下請法では下請事業者）に当該型等を保管させることは、不当な経済上の利益の提供要請（取適法5条2項2号）に該当します（公取委・中企庁「中小受託取引適正化法テキスト」100～101頁 <https://www.jftc.go.jp/oriteki/r7text.pdf>）。例えば、部品等の発注を長期間行わない場合としては、「金型等を用いて製造する製品の発注を1年間以上行わないにもかかわらず、中小受託事業者に当該金型等を無償で保管させていた場合」等がこれにあたります（公取委・中企庁「中小受託取引適正化法テキスト」101～102頁（QA119））。

以上のとおり、委託事業者から中小受託事業者に対する発注が継続していたとしても、発注の間隔が1年間以上空いてしまう場合は委託事業者において型等の保管費用を負担する必要があり、保管費用を負担していない場合には不当な経済上の利益の提供要請に該当します。委託事業者においては、発注頻度の減少に伴い、中小受託事業者に、製品の発注終了後1年間以上にわたり型等を無償保管させてしまっている状況が発生していないか十分に注意する必要があります。

また、2社の親会社である株式会社東芝は、公取委から、自社で作成したガイドライン及び契約書（ひな形）が2社の下請法違反を発生させた重大な原因の1つであるとして、ガイドライン及び契約書の見直しを含めた改善措置を講ずるよう申入れされています。中小受託事業者との取引についてグループ会社で共通のガイドラインや契約書のひな型を用いている場合、これらを作成した自社だけでなくグループ全体で取適法違反を生じさせかねないことから、これらの内容について改めて確認することが望ましいといえます。

## 2 従業員派遣の摘発

### (1) 事案の概要

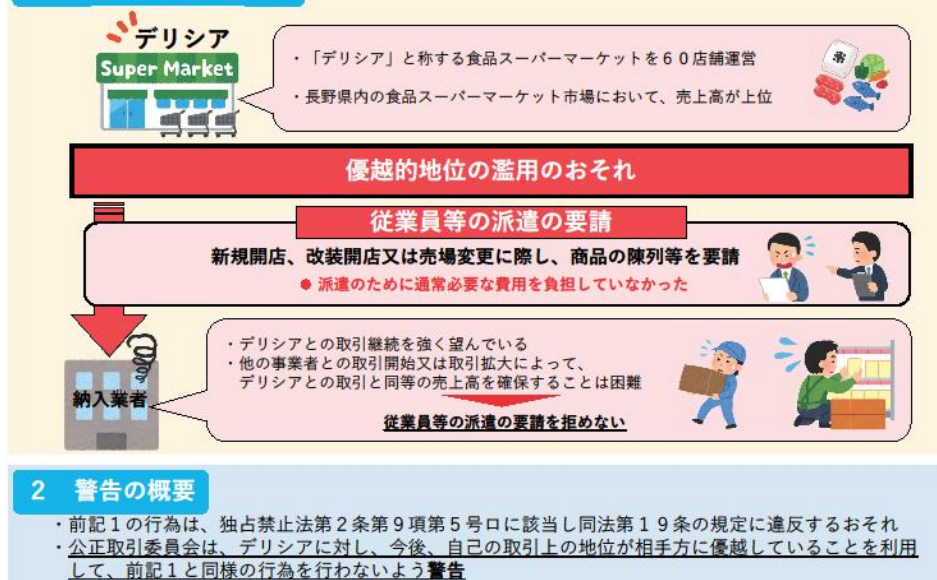
株式会社デリシア（令和8年2月26日、[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/feb/260226\\_yuuetstuTF.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/feb/260226_yuuetstuTF.html)）、株式会社かましん（同年3月5日、[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260305\\_yuuetstuTF.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260305_yuuetstuTF.html)）及び株式会社ザグザグ（同月12日、[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260312\\_chugoku\\_shinsa.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260312_chugoku_shinsa.html)）は、公取委から、独占禁止法19条（同法2条9項5号の優越的地位の濫用）の規定に違反するおそれがあるとして、警告を受けました。

いずれの事案も、違反被疑行為として、スーパーマーケット又はドラッグストアを経営する企業が、納入業者に対し、自社の店舗の新規開店、改装開店等の際し、当該店舗で商品の陳列等を行わせるため、派遣のために通常必要な費用を自己が負担することなく、当該納入業者の従業員を派遣させていたことが認定されています（なお、株式会社かましんについては、自社の店舗の新規開店又は改装開店に際して「オープン協賛」と称して初回に納入する商品の値下げをさせていた事実も認定されています）。

## 株式会社デリシアに対する警告（概要）



## 1 違反被疑行為の概要



【出典：公取委「(令和8年2月26日) 本件の概要」[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/feb/260226\\_yuetsuTF\\_2.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/feb/260226_yuetsuTF_2.pdf)】

## (2) 取引先への従業員の派遣要請に関する留意点

本件以外にも、大規模小売事業者が納入業者に従業員の派遣を要請したことについて、独占禁止法に基づく確約計画の認定がなされた事例が散見されます（株式会社ニシムタ（令和7年9月5日、[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250905\\_kyusyu\\_daigo.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250905_kyusyu_daigo.html)）、株式会社ロピア（同年12月25日、[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251225\\_sanjo.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251225_sanjo.html)）等）。

従業員の派遣要請については、①どのような場合に、どのような条件（業務内容、労働時間、派遣のために通常必要な費用等）で従業員等を派遣するかについて、当該取引の相手方との間で明確になっておらず（合意しておらず）、当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、②従業員等の派遣を通じて当該取引の相手方が得る直接の利益（例えば、取引の相手方の従業員等を小売店に派遣して消費者に販売させることが、取引の相手方の商品の売上げ増加、取引の相手方による消費者ニーズの動向の直接把握につながる場合など実際に生じる利益をいい、従業員等の派遣をすることにより将来の取引が有利になるというような間接的な利益を含まない。）等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該取引の相手方に不利益を与えることとなる場合には、優越的地位の濫用として問題となるとされています（公取委「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」第4・2(2) (<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/yuetsutekichii.html>)、ダイレックス事件（東京高判令和5年5月26日

令和2年（行ケ）第5号）等）。

したがって、各企業においては、自己の取引上の地位が相手方に優越している場合、あらかじめ従業員等の派遣の具体的な条件や通常必要な人件費、交通費、宿泊費等の支払について合意することなく、相手方に直接の利益がない業務に従事させる（直接の利益がある業務に従事させる場合であっても、直接の利益となる具体的な根拠を合理的に明らかにできなかつたり、合理的に明らかにできても直接の利益を超えた負担となる場合を含みます。）ことがないように注意する必要があります。

## 【監修】



石川 哲平（弁護士）

E-mail: [tepei.ishikawa@iwatagodo.com](mailto:tepei.ishikawa@iwatagodo.com)

慶應義塾大学法科大学院修了、2013 年弁護士登録。  
公正取引委員会に 3 年間勤務し、多数の立入検査、事件審査、取消訴訟などを担当し、独占禁止法の実務に深い知見を有する。これらの経験を活かし、多数の当局の調査対応、事業活動に関する法的助言等を行う。

## 【執筆者】



市川 一樹（弁護士）

E-mail: [kazuki.ichikawa@iwatagodo.com](mailto:kazuki.ichikawa@iwatagodo.com)

京都大学法科大学院終了、2019 年弁護士登録。人事労務分野を中心に、独占禁止法・取適法に関する業務のほか企業法務全般を取り扱う。

## 岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階  
岩田合同法律事務所 広報 : [newsmail@iwatagodo.com](mailto:newsmail@iwatagodo.com)

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。